

蘇南高等学校いじめ防止基本方針

蘇南高等学校いじめ対策委員会

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

～いじめ防止対策推進法より抜粋（平成 25 年法律第 71 号）～

2. 本校の特徴や課題

本校の置かれている環境は、地理的な要素や地域性も含め、幼児期からある一定の人間関係の中で育ち、上級学校に進学しても他地域の児童生徒と交わることが少ない。それ故、長期間一緒に学校生活を送る中で、既に出来上がった関係性がうかがえる。

高校に進学し、他地域の生徒が混ざり合うという体験は初めての生徒も多い。その中で新たな人間関係の構築や、既に出来上がった関係性からの脱却に悩む生徒も多いと考えられる。

自己主張と他者尊重のバランスをとり、より良い人間関係を築いていくことがいじめの防止につながることを共通認識としてとらえていきたい。

3. 基本方針の目指す方向

① 未然防止

- 学校として『いじめは絶対に許さない』という毅然たる姿勢を周知する。
- 生徒の人権意識を向上させ、互いに敬愛する心を育み、円滑な人間関係を構築することができる能力を育成する。
- 安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるように努める。

② 早期発見

- 学校と家庭、地域との信頼関係を構築し、生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努める。
- 定期的な学校アンケートを通していじめの兆候を見抜き早期に対応する。

③ いじめ事案が起きた時の対応

- 被害生徒の保護を最優先とし、徹底的に守り抜く体制をつくる。

- 被害生徒・加害生徒ともに学校内外の関係機関と連携し、個別にその生徒にあった支援を行う。
- 「いじめ対応マニュアル」をもとにスムーズな対応ができるよう職員に周知徹底する。

4. 具体的な取り組み

	未然防止	早期発見
学校全体 学年単位	人権講演会等を通して人権意識を向上させる。 各家庭にいじめ防止のための広報活動を行う。	全校生徒を対象としたアンケートを定期的に行い、いじめの兆候のサインを見逃さない体制を作る。 校内外の相談窓口の周知をする。
クラス	安心・安全な環境作りに努め、クラス内に生徒の居場所を確保する。 教員と生徒、生徒間の信頼関係を構築する。	学校と家庭との連絡を密にし、保護者との信頼関係を深め、早めに生徒の変化に気づく。
部活 学校行事	異年齢交流の中で、自己主張と他者尊重のバランス感覚を養う。 いじめの起きにくい環境作りに努める。	学校と家庭との連絡を密にし、保護者との信頼関係を深め、早めに生徒の変化に気づく。
ネット上	学校と家庭の両面から情報モラルを育成し、ネットの適正な使用法を身につける。	生徒からの相談に早期に対応する。

5. 設置する組織名 いじめ対策委員会

6. 組織の業務内容

- 年間計画の策定、一定期間終了後の検証、見直し
- いじめの未然防止のための取り組みを推進
- いじめの早期発見のための取り組みを推進
- いじめ事案に対する早期の対応、加害者・被害者への措置を決定

7. 構成員

委員長（生徒支援係いじめ対策担当）・・・学校基本方針、年間計画の策定、会議の招集、情報の収集と記録・共有化

委員（生徒指導主事）・・・・・・・・いじめ事案の被害者、加害者への指導措置の決定

委員（教育相談係）・・・・・・・・いじめの相談・通報窓口、被害者への支援

委員（教頭）・・・・・・・・全体の統括、渉外

～～～～～以下の委員は必要に応じて関わる～～～～～

委員（学年主任）・・・・・・・・いじめ事案の被害者、加害者への指導措置の決定

委員（担任または顧問）・・・・・・・・いじめ事案が起きた場合、必要に応じて加わる